

第 86 号議案

豊後大野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

豊後大野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 26 年 11 月 28 日 提出

豊後大野市長 橋 本 祐 輔

提案理由

豊後大野市清掃センター基幹的設備改良工事に係る老朽化した小動物（犬、猫等）の焼却設備の廃止に伴い、条例改正の必要があるので、この案を提出するものである。

豊後大野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

豊後大野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 17 年豊後大野市条例第 164 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中	「		小動物(犬、猫等)の焼却処分手数料	1 件につき 510 円	を
			特定家庭用機器廃棄物*	1 品につき 1,020 円	

「

特定家庭用機器廃棄物*	1 品につき 1,020 円
-------------	----------------

」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。